

～ 2月のイベント案内 ～

ハローワーク福山ではあなたの早期就職を支援します☆

日	月	火	水	木	金	土		
						1		
		 公式SNS 就職活動に役立つ情報やイベント等の情報を発信しています。	ハローワーク福山 ホームページ 	マザーズコーナー 紹介動画 	 「友だち登録」 	 「フォロー」をお願いします。 	 	
2	就職塾 A (応募準備) (10:00～11:30)	3	4	就職支援セミナーA (10:00～11:30)	5	6	7	8
	★トラック運送の就職フェス★ (13社) (13:30～15:30) まなびの館ローズコム		職業訓練「パソコンマスター科」説明会 (15:00～) 場所：訓練施設 市内就労移行支援事業所相談会 (1階ミーティングルーム)	(株)ジェーイーエル 個別説明会 (10:00～12:00) (13:30～16:30)				
9	就職塾 B (面接準備) (10:00～11:30)	10	11	12	13	14	15	
	第一生命保険(株) 個別説明会 (10:00～12:00) 職業訓練「ビジネスパソコン・電子会計基礎科」応募〆切			氷河期世代合同企業説明会 (13:00～15:00) ローズコム 介護の職場説明会・ミニ面接会 (5社) (10:00～11:30) エストパルク6階 心の健康相談(13:00～17:00)	長期療養者 出張相談 福山市民病院 (10～15時) (有)ヤスダ基礎 個別説明会 (10:00～11:30) ナースセンター出張相談(13:30～15:30)			
16	ハローワーク活用ナビ (10:00～11:00)	17	18	19	20	21	22	
	自衛隊説明会(9:00～12:00)		(株)JFEメカテクノ 個別説明会 (10:00～12:00) 市内就労移行支援事業所相談会 (1階ミーティングルーム) 職業訓練「介護福祉士養成科・IT及びビジネス系に関する科」説明会(14:00～) 場所:エストパルク6階	就職支援セミナーB (10:00～11:30)	社会福祉法人 虹の会 個別説明会 (10:00～12:00) (株)フェイス 個別説明会 (10:00～12:00)			
23		24	25	26	27	28		
			職業訓練「パソコンマスター科」 応募〆切 サポステ巡回相談(13:00～15:00)	就職支援セミナーC (10:00～12:00)	(有)タムズ 個別説明会 (10:00～12:00) 心の健康相談(13:00～17:00)	山九(株) 個別説明会 (10:00～12:00) ナースセンター出張相談(13:30～15:30)		

※ イベントの内容につきましては、職業相談窓口にお問い合わせください。(ハローワーク福山 TEL: 084 - 923 - 8609)

(2025年2月)

各種イベント等の概要

● 開催日はカレンダーをご確認ください。

就職サポートセミナー

★ 事前予約制。雇用保険の求職活動実績になります。

就職活動を始める方、就職に不安な方、就職活動がうまくいかない方に 徹底サポート & アドバイス

- ◆就職支援セミナー A.求職活動スタートコース・B.応募書類作成コース・C.面接対策コース(ロールプレイ含)の 3 コース
- ◆ハローワーク活用ナビ ハローワークの活用方法、就職活動の進め方、求人票の見方など
- ◆就職塾 A.応募準備講座・B.面接準備講座 の 2 コース

企業説明会・ミニ面接会・職場見学会

★ 事前予約制。雇用保険の求職活動実績になります。

- ◆企業説明会・個別説明会 個別に事業所担当者から会社概要・求人内容等の説明を聞いたり、相談や面談ができます。
- ◆ミニ面接会 複数の事業所が参加し、事業所の説明・PRを行います。各ブースで個々の説明も聞くことができます。
- ◆職場見学会 ハローワーク職員と一緒に企業を訪問し、現場を見学しながら、仕事内容の説明を聞くことができます。

巡回相談

★ 事前予約制です。

- ◆長期療養者就職支援ナビゲーターによる出張相談 (指定の病院にて相談)
がん・糖尿病・肝炎などで長期にわたり治療を受けている方を対象に、就労へ向けての相談支援を行っています。
- ◆ナースセンターによる出張相談
広島県ナースセンターが担当し、看護職専門の職業相談を行っています。
- ◆ふくやま地域若者サポートステーションによる巡回相談
キャリアカウンセラーが就労へ向けて一歩ずつ進むためのサポートをします。
- ◆臨床心理士による「心の健康相談」
就職に対する様々な心理的な不安を抱える方を対象に、心理カウンセラーが丁寧にアドバイスします。
- ◆社会保険労務士による「社会保険・年金の相談」 (奇数月のみ)
社会保険や年金の相談を希望する方を対象に、社会保険労務士がわかりやすく説明します。

